

市民総合交流拠点施設
整備方針（案）



令和3年5月
昭島市

市民総合交流拠点施設の整備コンセプト

【図1】



市民総合交流拠点となる三大コンセプト



1. 新しい交流の
あり方



2. 施設の複合化と
機能の集約



3. 予期せぬ危機や
新時代に備える

1. 新しい交流のあり方

市民をはじめ勤労者、地元企業、地域の団体など、様々なトに交流の場や創造の場を提供することで、新しい交流が生まれ、その交流を通じて多種多様な連携、協力が創出されていく施設を目指します。

2. 施設の複合化と機能の集約

施設の複合化により、多くの機能（サービス）が集約、一元化されます。
 機能（サービス）が集まることによって、これまで別々の施設で利用していたサービスをひとつの施設で利用できるなど、利用の幅は大きく広がります。
 東部地域において、市民に身近な行政サービスの提供や福祉の増進など、利便性の向上を図った施設を目指します。

3. 予期せぬ危機や新時代に備える

大規模災害発生時などの際、地域の方が安全で安心な建物として避難できるとともに、東部地域の防災拠点としての機能を備え、予期せぬ危機に対応できる施設を目指します。
 また、デジタル化を推進する新時代に対応できるよう、サテライトオフィス機能を追加し、施設の機能を深化させ、市の業務を支障なく継続できる施設を目指します。

2 集約化及び新たに設ける施設機能

(1) 集約化する施設機能

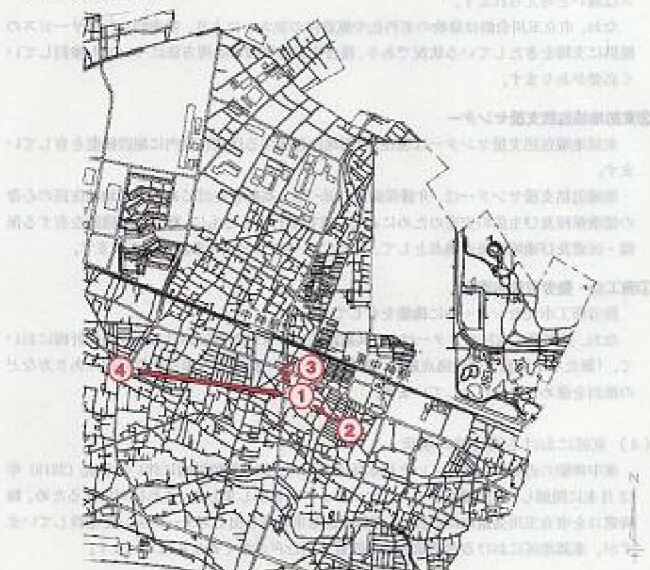
- ① 市民交流センター
- ② 東部出張所
- ③ 東部地域包括支援センター
- ④ 商工会・勤労市民共済会

(2) 新たに設ける施設機能

東部地域における図書館分館

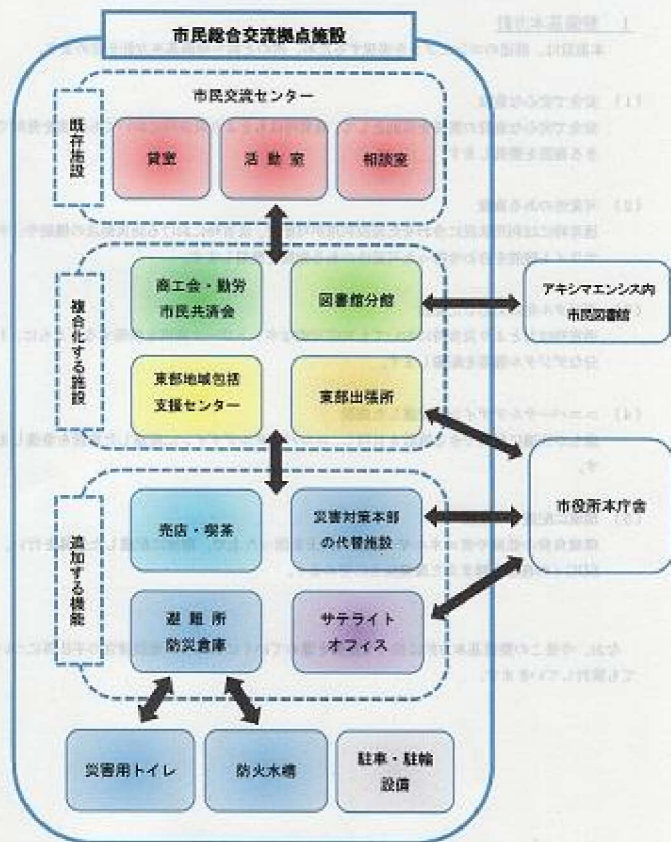
市民交流センターを建て替え、新たな拠点施設として、①から④の施設機能を集約するとともに、図書館分館を設置し、施設の複合化を図ります。

【各施設の位置関係】



<連携の概念図>

後述本基盤整備 第8章



第4章 施設概要

1 敷地概要、既存建物概要

計画地	昭島市玉川町四丁目9番22号	
敷地面積	2,277.61㎡	
接面道路	(北側) 市道南306号 幅員4m (西側) 市道南307号 幅員4m	
用途地域等	用途地域	第1種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	高度地区	第2種高度地区
	防火指定	準防火地域
日影規制	3時間-2時間(測定面4m)	
新築建物	延床面積	2,000㎡程度
想定規模	階数	3階
既存建物	構造	鉄筋コンクリート造3階建
	延床面積	1,544.68㎡
	建設年度	昭和40年度(1965年)

周辺案内図

